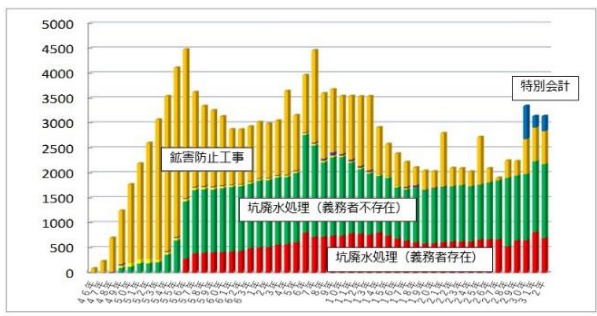
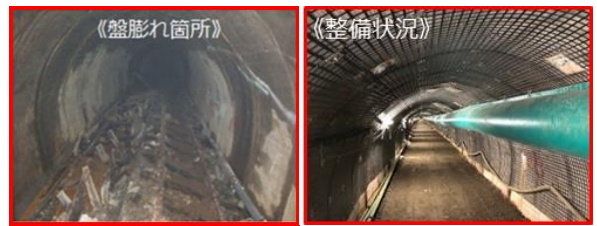


Web シンポジウム『休廃止鉱山と土壤環境に関わる研究の新たなる展開』
講演資料

<p>講演番号：01</p>	<p>演題：休廃止鉱山鉱害防止対策に係る国の取組みについて</p>
<p>発表者：毛利智徳</p>	<p>所属：経済産業省産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付</p>
<p>キーワード：休廃止鉱山、坑廃水</p> <p>要旨：金属鉱業等における鉱害は、他の一般産業と異なり、事業活動の終了後も坑口からの排水、集積場からの浸透水などの坑廃水に含まれるカドミウムや砒素等の重金属による水質の汚濁、農用地の汚染をもたらすことが少なくなく、放置すれば、人の健康被害、農作物被害等の深刻な影響を引き起こすこととなる。</p> <p>このため、使用終了後の坑口及び集積場からの鉱害を防止するため、国は昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「特措法」という。）を制定し、特措法に基づき、経済産業大臣による「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」の制定、等の措置を講じてきた。</p> <p>上記基本方針では、鉱害防止事業の実施時期及び事業量その他鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項を定めており、これまで昭和48年度から5次に亘り制定され、同基本方針に基づき計画的に鉱害防止事業を実施してきた。第5次基本方針の終期（令和4年度）まで残り2年あまりとなり、国の取組の現状について報告する。</p>	 <p>鉱害防止補助金予算額の推移</p>  <p>対策工事例</p>

第5次基本方針(平成25～令和4年)

- 本基本方針は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が平成25年3月に定めた『特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針』、金属鉱業等の特定施設に係る鉱害防止事業を計画的に推進するため、当該鉱害防止事業の実施時期、事業量を定めた10年計画（平成25～令和4年度）。
- 第1次（昭和48～57年）、第2次（昭和58年～平成4年）、第3次（平成5～14年）、第4次（平成15～24年）の各10年間、それぞれの基本方針に沿って、鉱害防止の計画的な実施を図ってきたところ。

		第1次基本方針		第2次基本方針		第3次基本方針		第4次基本方針		第5次基本方針		
		事業量	実績	事業量	実績	事業量	実績	事業量	実績	事業量	実績	見込み
鉱害防止事業	義務者不在鉱山	138 (180)	83 (267)	180 (267)	122 (264)	93 (269)	73 (211)	86 (283)	49 (277)	32 (28)	11 (28)	11
	義務者存在鉱山	601 (240)	255 (227)	255 (279)	81 (282)	39 (282)	21 (211)	30 (282)	17 (28)	19 (28)	4 (28)	17
坑廃水処理事業	義務者不在鉱山	-	-	-	-	-	-	24 (280)	25 (280)	24 (280)	24 (280)	24
	義務者存在鉱山	-	-	-	-	-	-	56 (270)	55 (280)	56 (280)	56 (270)	55

上段：鉱山数、下段（ ）：工事量、処理量（億円）

第5次基本方針

各鉱山の性状を踏まえたリスク評価に基づく総合的な鉱害防止対策を実施するため、生態影響評価に係る調査・分析、マンガン酸化菌等新たな微生物による坑廃水処理技術、植物と微生物の共生による新緑化対策技術等の調査研究を実施。

